



農業参入に関する県の考え方

1 背景

農業の担い手が減少する中で、農業の内外を問わず、幅広い人材の確保が急務となっています。こうした中、平成21年12月の農地法等改正により、一般法人形態で農地を借り入れることが可能になり、また、平成28年4月の改正農地法の施行により、農地を所有できる法人（農地所有適格法人）の要件が緩和され、企業は農業に参入しやすくなりました。一方、農業者にとっては企業参入への不安感も強いことや、企業にとっては農地や生産ノウハウの確保等の課題も多いことから、地域と調和した円滑な企業参入への支援を行う必要があると考えています。

2 企業参入支援に対する県の基本的な考え方

- (1) 地域農業を担う認定農業者や集落営農組織が不足する地域における新たな担い手としての企業参入を支援します。
- (2) 参入方法としては、地域との調和を図る観点から農業者等が出資する「農地所有適格法人」の設立を基本に推進します。

3 支援内容

- ・参入希望企業等へのワンストップサービス相談（農地、金融制度、各種支援策の情報提供等）
- ・農業者等への企業参入制度等に関する啓発
- ・市町の参入期待地域及び参入希望企業等の情報収集・提供

取組イメージ

